

# 平成28年10月定例総会

平成28年10月4日開催

## 議 事 録

土佐清水市農業委員会

## 平成28年度第7回土佐清水市農業委員会定例会議事録

1.開催日時 平成28年10月4日(火)午前10時00分から11時00分

2.開催場所 土佐清水市役所 二階 会議室

3.出席委員 (12人)

会長	4番	安田	芳秋
会長職務代理者	8番	上野	清吉
	1番	谷岡	孝也
	2番	岡崎	直正
	3番	横山	保幸
	5番	宮上	昌三
	6番	山本	美加
	7番	橘	なぎさ
	9番	弘田	好希
	10番	田邊	昌一
	11番	池	俊伸
	12番	中山	巖

4.議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可の審議について(2件)  
議案第2号 農地法第5条の申請に係る意見の審議について(12件)  
議案第3号 非農地証明の審議について(3件)  
議案第4号 農用地利用集積計画(利用権の設定)の合意解約の報告について(1件)  
議案第5号 その他の件について①次回開催日②農地利用状況調査③その他

5.農業委員会事務局職員

事務局長	文野	喜文
事務局長補佐	上田	統夫
事務局係長	濱田	三幸
事務局主事	谷岡	賢

6.会議の概要

議長 | それでは、ただ今から土佐清水市農業委員会、10月定例総会を開会致します。  
| この際、本日の遅刻・欠席者につきまして、報告いたします。本日は、遅刻・欠席ともにありません。

それでは議事に移ります。本日の議題は、  
議案第1号 農地法第3条の規定による許可の審議について(2件)  
議案第2号 農地法第5条の申請に係る意見の審議について(12件)  
議案第3号 非農地証明の審議について(3件)  
議案第4号 農用地利用集積計画(利用権の設定)の合意解約の報告について  
(1件)  
議案第5号 その他の件について  
の審議についてお願い致します。

なお、本日の議事録署名委員として 7番、橘 委員 9番、弘田 委員  
の2名を指名致します。

まず議案第1号 農地法第3条の規定による許可の審議について(2件)を議題  
といたしますが、本件の申請番号4については2番委員が譲受人になっていま  
すので農業委員会等に関する法律第24条「議事参与の制限」の規定により審  
議開始から終了まで退席を求めます

(2番委員は、一時退席。)

それでは事務局より説明を求めます。

事務局  
(上田)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可の審議についてについて、ご説  
明します。

議案書1ページになります。

申請番号4、譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりです。  
申請地は、記載のとおり宗呂の1筆で地目が畑、現況が樹園地、面積が  
1,344 m<sup>2</sup>です。栗の木などが植わっています。所有権移転売買の申請で、  
売買価格は記載のとおり、譲渡人は県外に在住しており、年に数回は帰  
省しますがこちらへ本格的に帰る予定はなく、親戚の譲受人に売買する  
ものです。また、他の土地についても他人に貸したりしています。

所在地につきましては、5・6 ページの白線で囲んだ所です。譲受人  
の家屋の裏側にあります。

次に農地法第3条第2項各号の判断につきましては、1・2ページに記載し  
てあるとおりです。したがって、この申請につきましては農地法第3条第2項の  
各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 只今の説明に関して、上野委員より補足説明がありましたらお願いします。

8番 上野委員 9月7日に現地調査に事務局と本人とで行きました。事務局の説明通りです。

議長 以上で担当委員・事務局の説明が終わりました。これより質疑に移ります。質疑のある方は、挙手のうえ指名を受けてから質問をお願いします。

～なしの声～

議長 無いようですので、これで質疑を打ち切り採決致します。  
**議案第1号 農地法第3条の規定による許可の審議について(1件)**をお諮りします。

申請のとおり承認する事に賛成の方は挙手願います。  
挙手全員であります。よって本件は、許可といたします。

これで、農業委員会等に関する法律第24条「議事参与の制限」に係る審議が終了いたしましたので、2番委員の入室を求めます。

(2番委員入室、着席)

続きまして**議案第1号 農地法第3条の規定による許可の審議について**、申請番号5についてを議題と致します。

事務局より説明を求めます。

事務局 (上田) 議案書3ページになります。  
申請番号5、譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりです。  
申請地は、記載のとおり宗呂の1筆で地目が畑、現況が樹園地、面積が210㎡です。親子間の所有権贈与の申請で、畑には梅の木などが植わっています。

所在地につきましては、5・6・7ページの白線で囲んだ所です。

次に農地法第3条第2項各号の判断につきましては、3・4ページに記載してあるとおりで、申請人は隣の市に居住していますが通作距離時間は20分です。

以上の事から、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関して、岡崎委員より補足説明がありましたらお願いします。

2番  
岡崎委員

両人は親子であります。譲受人は養子に行っております。譲渡人は贈与により土地を子供に譲りたいとのことでの申請になっています。現地については集落の中にあり、梅の木が植わっている畑です。その他にも芋なども植えています。

議長

以上で担当委員・事務局の説明が終わりました。  
これより質疑に移ります。質疑のある方は、挙手のうえ指名を受けてから質問をお願いします。

～なしの声～

議長

無いようですので、これで質疑を打ち切り採決致します。  
**議案第1号 農地法第3条の規定による許可の審議について(1件)**をお諮りします。

申請のとおり承認する事に賛成の方は挙手願います。挙手全員であります。よって本件は、許可といたします。

続きまして、**議案第2号 農地法第5条の申請に係る意見の審議について(12件)**を議題といたします。本件の申請番号6については9番委員が関係人になっていますので、申請番号4、5、7～15まで先に審議し、6については後から行ないます。

それでは事務局より説明を求めます。

事務局  
(上田)

**議案第2号 農地法第5条の申請に係る意見の審議について(12件)**を、ご説明します。(4、5、7～15まで先に審議。)(6については後から。)

これらの土地につきましては5月、7月の定例総会で審議した地権者より貸人が土地を借り上げ、それを借人に太陽光発電設備の一部として貸し付け、支柱・フェンス等を部分転用するものです。1筆に1施設の太陽光ですが、中には1筆に2つ、また2筆に1設備がある場合もあります。

申請番号4につきまして、貸人・借人は8ページの通りです。所在地は斧積の畑で国営農地に太陽光発電設備を設置し、その下では榊の栽培

をします。支柱 106 本・引き込み電柱 1 本・フェンスの部分のみを転用するものです。

所在地写真については、32 ページをご覧ください。33 ページから 37 ページまでは、それぞれの設置場所・構造などです。

9 ページをご覧ください。許可申請書に係る意見書（案）です。転用面積は 1,117 m<sup>2</sup>のうち 20.76 m<sup>2</sup>を転用します。農地の区分は第 1 種農地、国営農地です。検討事項は 1 から 11 までの通りです。

以上のとおり議案書にある意見書（案）のとおりに、申請地は国営農地開発事業実施区域であります。営農型太陽光発電に係る一部転用であり、今後も営農を継続する計画のため妥当と判断しましたが、ご審議のほどよろしく願います。（申請番号 6 を除く、4、5、7 から 15 まで一括説明。）

議長 只今の説明に関して、弘田委員より補足説明がありましたらお願いいたします。

9 番  
弘田委員 事務局の説明のとおりで。

議長 新しい形の農地利用ですね。3 条申請については当委員会で 2 回に分けて承認しました。  
以上で担当委員・事務局の説明が終わりました。  
これより質疑に移ります。質疑のある方は、挙手のうえ指名を受けてから質問をお願いします。

12 番  
中山委員 太陽光設備は地上から何メートルのところか。

事務局  
(濱田) 低い所が 2メートル10センチ、高い所が 2メートル50センチです。  
補足説明ですが、この賃貸借期間は 3 年間です。農地を営農型で使用するとなると 3 年ごとの転用許可が必要です。  
農地を守るために 3 年間は耕作しなくてはならず管理が必要です。そうでなければ 3 年後には許可が下りません。太陽光のパネルなどは撤去しなくてはなりません。3 年ごとの継続となります。

2 番  
岡崎委員 国営農地については厳しい審査があると思いますが、今現在は何か作っているのか。

事務局 今は作っていません。

(濱田)

2番  
岡崎委員

作るという計画ですか。

事務局  
(濱田)

そうです。

2番  
岡崎委員

3年後にはわかるということですね。

事務局  
(濱田)

榊は定植から4年目からの収穫となっております。3年後の再申請時にはまだ収穫はされていませんが、その時にはきちんと下草刈りとかして、農地をきちんと管理しているかどうかで営農しているかどうかの判断となります。

3番  
横山委員

この地図を見ますとかなり広範囲となっておりますが、集落には影響はないのか。

9番  
弘田委員

集落よりかなり離れているので、大丈夫です。

12番  
中山委員

37ページの榊の植え具合を見ると少ないような気がするが、どうなのか。

事務局  
(濱田)

施設下の榊の数は204本です。33ページで分かると思いますが1筆全体を3条許可をしましたが、施設としてとしては全体を使うものではありません。榊の栽培は施設の下のみでの植栽のみではなく、余った土地にも植えます。

議長

これは国が農業者が生きるために国営農地の制度をしてきたわけですが、また元のとおり荒れてきた。そこで再度農地生かすためにこのような形態が出てきた。先日の県常設審議委員会でも議論されましたが、国は農地法で作付がないと許可しないなどと言いますが、山にしないことも大切です。農家も儲けたい。しかしながら農地法のもとの農業委員会ですので法には従わなくてはならない。

11番  
池委員

全体面積のうち少ない部分の転用になっているが、そこだけに太陽光を設置するのか。

事務局長

支柱などの部分のみの転用です。

事務局  
(濱田)

通常の転用であれば、筆全体の転用になりますが、国営農地なので第一種農地です。だから営農型で部分転用しなくては許可は下りません。

議長

他に質疑はございませんでしょうか。

無いようですので、これで質疑を打ち切り採決致します。

**議案第2号 農地法第5条の規定による意見の審議について(4、5、7～15)**をお諮りします。

申請のとおり承認する事に賛成の方は挙手願います。

挙手全員であります。

引き続き申請番号6について審議いたします。

9番委員は農業委員会等に関する法律第24条「議事参与の制限」の規定により審議開始から終了まで退席を求めます。

(9番委員は、一時退席。)

それでは事務局より説明を求めます。

事務局  
(上田)

申請番号6についてご説明いたします。

ページ12、13をご覧ください。添付書類もこれまでの説明のとおりでございます。

議長

只今の説明に関して、橘委員より補足説明がありましたらお願いいたします。

7番  
橘委員

事務局の説明の通りです。

議長

以上で担当委員・事務局の説明が終わりました。

これより質疑に移ります。質疑のある方は、挙手のうえ指名を受けてから質問をお願いします。

～なしの声～

議長

ないようですので、**議案第2号農地法第5条の規定による意見の審議について(6)**をお諮りします。

申請のとおり承認する事に賛成の方は挙手願います。

挙手全員であります。

よって12件は、議案書にある意見書(案)の内容で県に提出することと致します。

これで、農業委員会等に関する法律第 24 条「議事参与の制限」に係る審議が終了いたしましたので、9 番委員の入室を求めます。

(9 番委員入室、着席)

事務局  
(濱田)

通常の場合であれば申請書に意見書(案)を添付して県に提出しますが、今回は第 1 種農地でありますので高知県農業委員会ネットワーク機構の意見聴取しなくてはなりません。10 月 28 日に常設審議委員会がありますので、議案として提出します。そこでそれが妥当であればその意見書とともに県に進達できます。今回の県の許可につきましては 11 月の初め頃に許可が下りる予定となっております。

議長

その会議には大月町、土佐清水市からは私が出席します。

事務局  
(濱田)

今回の議案では地権者が貸した土地を貸人が借人に太陽光発電設備として貸す一部転用ですが、次に地権者と借人との間で太陽光のパネルを設置する地上権設定の 3 条申請が必要になり、11 月に総会にかける予定です。太陽光発電パネルを畑の上に設置すると日陰になり貸人の耕作者が不利になるためのものです。貸人の同意書がいます。この 3 条許可は 5 条許可と同日の日付けにはなりません。

議長

その 10 月 28 日の常設審議委員には事務局が行かれると思いますが、20 人の委員がおりますので、分かりやすいように説明しなくてはならないのでよろしくお願いします。

続きまして、**議案第 3 号 非農地証明の審議について(3件)**に移ります。  
事務局より説明を求めます。

事務局  
(上田)

それでは**議案第 3 号 非農地証明の審議について**、申請番号順に 3 件を一括してご説明いたします。

申請番号 10 につきましては 38 から 40 ページのとおりで、3 筆あります。所有者は記載のとおりです。

①②は旧小学校のプールの南にあり、原野化しています。

③は集落の中にあり宅地として利用しています。

次に申請番号 11 については 40・41 ページをご覧ください。  
地目は集落の中の畑ですが、車庫として賃貸しております。

最後に申請番号 12 については 42・43 ページをご覧ください。狭い畑に 3 階建ての建物を建てております。

以上 3 件につきまして市の非農地基準に照らして交付は妥当と判断しますが、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 只今の説明に関連して、地区担当岡崎委員、谷岡委員より補足説明がありましたらお願いします。

2番 岡崎委員 これは先ほどの議案第1号申請番号5の3条関係の譲渡人からの申請です。No.10①②の土地については何年も耕作されておらず、更に平成13年水害において土砂が入り、耕作できる状況ではありません。草が生えています。また③については集落の中の土地で40ページの写真を見てもらえれば分かりますが、昭和32年に家を建てて住んでいて宅地化しております。残りの畑は家庭菜園程度で、課税も宅地でされています。

1番 谷岡委員 No.12のこの土地は足摺岬の「万次郎足湯」の近くになります。狭い土地に建物を建て、小さな土地いっぱいひよろ長い家を建てています。周りは他人の土地です。この家には今は誰も居住していない。将来、子供に譲渡することです。

議長 以上で担当委員・事務局の説明が終わりました。

これより質疑に移ります。

質疑のある方は、挙手のうえ指名を受けてから質問をお願いします。

12番 中山委員 No. 10 ③について、ハウスの骨組みがあるが農地として使っていないのか？

2番 岡崎委員 農地としては使っていない。家庭菜園です。

12番 中山委員 見た感じは農地に見える。課税が宅地となっておれば税務課に畑に戻してもらいたいのではないか。

2番 岡崎委員 将来、息子に贈与する。家は今は倉庫になっている。

12 番  
中山委員

写真では家がはっきりわからない。

2番  
岡崎委員

ハウスの向こう側にあります。

事務局  
(濱田)

40ページの写真の軽トラックの前の倉庫と、ハウスの向こう側にの家、今は倉庫ですが、場所が集落の中心に位置し、事務局も非農地と判断しました。

議長

他に質疑はございませんでしょうか。  
無いようですので、これで質疑を打ち切り採決致します。

**議案第3号 非農地証明の審議 3件** をお諮りします。  
申請のとおり承認する事に賛成の方は挙手願います。  
挙手全員であります。  
よって本件は、証明書を発行することといたします。

続きまして**議案第4号 農用地利用集積計画(利用権の設定)の合意解約の報告について(1件)** を議題とします。  
事務局より説明を求めます。

事務局  
(谷岡)

それでは**農用地利用集積計画(利用権の設定)の合意解約の報告について** ご説明します。

44 ページをご覧ください。借受人、貸付人の状況は記載のとおりであります。合意解約の理由は借受人が他町に転居し、今後利用権設定農地では耕作しないためです。

議長

以上で事務局の説明が終わりました。  
これより質疑に移ります。質疑のある方は、挙手のうえ指名を受けてから質問をお願いします。

～なしの声～

議長

無いようですので、これで質疑を打ち切り採決致します。

報告のとおり承認する事に賛成の方は挙手願います。  
挙手全員であります。よって本件は、承認することといたします。

続きまして議案第5号 その他の件について に移ります。

次回開催日についてであります。

1 1月定例総会の開催日については

日 時:11月4日(金曜日)

時 間:午前10時

場 所:土佐清水市役所 第1会議室といたします。

よろしいでしょうか。

～ 異議なしの声 ～

その他なにかございませんか。

事務局  
(濱田)

農地パトロールについて別紙をご覧ください。利用状況調査は年1回しなくてはなりません。昨年どおり4地区を各地区3名の委員さんのうち2名以上と事務局で回ります。法的には8月になっていますが、本市は早稲の時期なので10月になってしまいます。昨年回った耕作放棄地1号2号を中心に今年は変わっているのか、また利用意向調査は終わりましたので中間管理機構に頼らず自分で作ると回答した場所も見たい。この日程案ですが都合が悪ければ変更します。

議長

県常設審議委員会、幡多全員研修会で先月議論した「農地等の利用の最適化の推進」等の話題が出て、本市の取り組みが紹介されました。特に「菜の花プロジェクト」・「もち米プロジェクト」が高い評価を受けて表彰につながったと思います。

また、南国市・窪川町の事務局から農業を継ぐために分家として農地に家を建てたいが、農地法で60メートル以上だとダメであるとの規定がある。何とかならないかとの意見が出ました。協議の結果、常設審議委員会で柔軟な対応を求める結論となった。そこには県議会議員2名もおり、知事にも言っておくとのことになりました。

9番  
弘田委員

昨年度、遊休農地を「菜の花プロジェクト」にした農地についてそのまま荒らすのであれば、自分が草刈りくらいはしてもいい。

議長

どうでしょうか。ただそうなってくると自分の協力した場所は、最後

まで責任を持たなくてはいけないということにもなる。事務局で燃料代  
くらは出すようお願いしたい

～ 異議なしの声 ～

議長

その他なにかございませんか。  
無いようですので、以上で定例総会すべての議事審議を終了とし、本日の  
会議はこれをもって閉会とします。